

特別徴収義務者 様

明 石 市

令和5年度市民税・県民税の特別徴収事務について

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度市民税・県民税につきましては、地方税法第321条の4第1項および明石市市税条例の規定により貴事業所様にその取扱いをお願いすることとなりました。つきましては関係書類を別添のとおり送付いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、よろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。